



総務省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【群馬県】 所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の 確認方法(マイナンバー情報連携ネットワークシステムによる区 分取得等)を確立するよう、早急かつ前向きに検討願いたい。 【富中市】 ①未熟児養育医療の方が高額医療になる可能性の方が高いと 思われるのに、「適用区分」の記載が必要ない、とされるのはな ぜかご教示いただきたい。 ②現状として、新規申請時は保険者からの回答を待つ時間が受 給者証交付時期の遅延につながっていることは既知のとおりだ が、継続者についても、適用区分の見直しや変更で、保険者か らの適用区分変更連絡票が自治体へ送付されることがある。 この送付時期についても遅すぎる場合が多い。(8月中旬7月か らの変更通知が届くなど。この場合、自治体は9月からの新適用 区分を記載した受給者証の再発行しできない。) このことより、受給者証に記載されている適用区分が常に正しい 区分が記入されているとは言えない現状があることを知っていた いたしええ、事務の効率化に向けてご検討いただきたい。</p>		<p>○令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システム により、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認する ことが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮に よる受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提 に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュール をきめて検討いただきたい。 また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情 報であり、慎重に取り扱う必要があるという観点からも、当 該所得区分の記載を廃止すべきである。なお、都道府県等は、 当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとす れば、記載の廃止は可能ではないか。 ○医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある 場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取 扱いを検討いただきたい。</p>	<p>1次回答にもあるとおり、都道府県等において小規模の医療受給 者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から 支給される給付が公費に優先して支払われるべき」という公費負 担医療制度の基本的考え方に則り実施しており、これにより医 療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。 上記の方法ではなく、制度額適用認定証を用いて当該区分の確 認を行うためには、被保険者(受給者)が保険者に対し申請を 行った上で交付を受けなければならない、当該証を活用して 所得区分を確認することは困難であると考える。 一方、令和3年9月開始予定のオンライン資格確認システムを導入 した医療機関においては、受給者証への記載や制度額適用 認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が 可能となる予定である。 これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという 御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されてい ないことや、令和3年3月すべての医療機関において当該シス テムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止に ついては、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討して まいりたい。 なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認シ ステムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き 受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等 に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅 滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー 情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な 課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討する こととする。 また、未熟児養育医療の御質問の趣旨は必ずしも定かではない が、未熟児養育医療における高額療養費の取扱いについては、 「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給につ いて」(昭和48年10月30日保発第42号厚生省保険局長通知)等 に基づき行われ、通常の高額療養費の自己負担限度額を設定 する「所得区分」とは同一一般区分としていることから、適用区 分の照会区分と異なっているものであり、制度が異なるため単純 に同様の取扱いができるわけではない。</p>	<p>＜令2＞ 5【総務省】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平25法27) 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険 者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつ つ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制 度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3 年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省) ＜令3＞ 5【総務省】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平25法27) 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険 者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証(児 童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携 を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和4年夏までに結論を得 るとともに、当面の措置として、当該区分の保険者への確認に係る地方公共団体の事務負担 の軽減に資する措置を検討し、令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置 を講ずる。 (関係府省：デジタル庁、財務省、文部科学省及び厚生労働省) ＜令4＞ 5【総務省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平25法27) 小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への高 額療養費制度の所得区分の記載については、医療DX推進本部における議論を踏まえ、オンライ ン資格確認等システムの活用を急進し、廃止等必要な措置を講ずる。 (関係府省：デジタル庁、財務省、文部科学省及び厚生労働省)</p>	検討中	検討中	<p>これまでの措置(検討)状況 マイナンバー制度における情報連携を活用した医療保険の所得区 分の確認については、各保険者において新たに情報連携システム の中間サーバへの入力が必要となり、入力に係る時間やコスト等の実務 的な負担が大きいという課題がある。 一方、オンライン資格確認を活用した医療保険の所得区分の確認に ついては、オンライン資格確認システムへの所得区分の入力が既に 行われており、前者と比較すると実現可能性が高いことが見込まれる 上、当該システムの本格運用が始まったところであり医療機関・薬 局に、2023年4月から導入を原則として義務付けることとしている。 以上を踏まえ、オンライン資格確認の活用に向け、必要な対応を行 う。 なお、当面の事務負担軽減のための措置については、令和4年3月 に実施した複数の自治体へのヒアリング結果を参考に、地方公共団 体の事務負担軽減のため、所得区分の保険者への確認等に係る確認様 式や保険者への送付方法等について、関係各府と調整が引き続き簡 素化を行うこととした。また、保険者に対しては地方公共団体へ速やか に回答することの再周知、地方公共団体に対しては保険者から回答 が長期に得られない場合の対応についての再周知を行うこととした。</p>	今後の予定
<p>【大田原市】 本市においても、令和元年度だけで市内金融機関で店舗の統廃 合が2件行われております。昨今の金融機関の統合等により、 今後ますます最寄りの金融機関が遠くになってしまう地域が増 えます。収納事務の私人への委託については、徴収事務を 含まない範囲で、かつ事前に当該自治体が発布した納入通知書 または納付書により収納する場合にのみ限定することも可能と 考えます。クレジットカード等の指定代理納付制度については、 収納科目が限定されていないにもかかわらず、公金の収納事務 (収納代行)については収納科目が限られていることについて も、市民に理解いただくことは難しいと考えます。市有財産のイ ンターネット公売を行う際にも、物産であれば収納委託が可能で あるのに対し、不動産については施行令に定める私人への収納 委託ができる収入科目に該当しないため、納付窓口を別々に案 内しなければなりません。</p>		<p>○1次ヒアリングにおいて、私人による公金取扱いを禁止する原 則を含め、財務制度全体について見直しを検討したい旨の発言 があった。本年の「骨太の方針」において、デジタル・ガバメント の構築が最優先政策課題と位置付けられていることも踏まえ、 多様な決済手段への対応等も含め、早期に検討を開始いたした きたい。また、どのような場で、どのようなスケジュールで検討す るのか、示していただきたい。 ○上記検討の結論を待たず、個別の収入科目についても、私人 に収納事務を委託しても問題がないことが明らかであるものにつ いては、地方自治法施行令の改正により対応することを検討いた さしたい。</p>	<p>公金の取扱いを地方公共団体の判断により原則自由に私人に 委任できるようにすることについては、現在の原則とその例外を 根拠から変更するものであることから、変更することにより生じる 問題はないのかを詳細に検証することなど、慎重に検討すべき ものだと考えている。 また、公金の取扱いについては、他の財務関係制度とあわせて 議論する必要がある。加えて、各種の関係者とも議論を重ねる 必要があることから、十分な期間をもって検討を行いたいと思 っている。 なお、個別の収入科目について、現行において私人委託を可能 としているものと併せて私人委託を可能とするべきものについて、 地方公共団体等から具体的な提案をいただいた。そうした提案が あれば、検討をさせていただきたいと考えている。</p>	<p>＜令2＞ 5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (iv)私人の公金取扱いの制限(243条)については、以下のとおりとする。 ・負担金、分担金等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、私人にその徴収又は収納の 事務を委託することができる歳入(施行令198条)として追加すべきものを精査した上で、私人に 委託することを可能とする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な 措置を講ずる。 ・金融機関の統合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上 で、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中 で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体の判断により公金の徴収又は収納の事 務を原則として私人に委託することを可能とすることを含め、その在り方について検討し、令和4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜令3＞ 5【総務省】 (i)地方自治法 (ii)私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望が あった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。</p>	前段：政令改正 後段：法改正等	前段：令和4年2 月24日公布・施行 後段：地方自治法 の一部を改正する 法律(令和5年法 律第19号)が令和 5年5月8日に公 布された。(令和6 年4月1日施行予 定)	前段：地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する 法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第46号) 後段：原則として全ての歳入等の収納事務について、地方公 共団体の長の判断で私人への委託を可能とすることを含む 地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)が 令和5年5月8日に公布され、同日に公布通知(令和5年5月 8日付け総務大臣通知)を发出。	前段：措置済み 後段：改正法の円滑な施行に向け、必要な政省令の改正等 を行う。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
47	B	地方 規制緩和	医療・福祉	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止については、「平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針」(厚生労働省健康局難病対策課長)において、「廃止しない」として通知されているが、医療機関の窓口で医療保険の所得区分を確認できる新たな仕組みを構築のうえ、廃止する。	都道府県等は、特定医療費の支給認定の申請がなされたときは、受給者に適用される医療保険の所得区分を、受給者が加入する保険者に対し照会を行い、医療受給者証に記載することとされており、従来から、下記の課題、支障が生じている。 照会に対する保険者からの回答に時間を要することにより、申請から医療受給者証発行までの期間が長期化しており、受給者に不利益(医療費立替負担)が生じている。保険者による所得区分の記載ミスや、区分変更の際の連絡もれ、変更の際の連絡に時間を要すること等により、受給者が医療受給者証を医療機関に提示する際、所得区分が誤っている場合や最新でない場合があり(年間100件程度)、医療機関の事務に混乱を生じさせており、これに係る問合せも多い。 都道府県等が保険者に対し所得区分を照会し、照会結果を医療受給者証に記載する事務の負担は非常に大きい。所得区分変更の場合は、保険者からの連絡により職権で医療受給者証を発行するため、受給者からの問い合わせが多い。また、医療受給者証の継続申請と所得区分の変更の医療受給者証発行のピークが重なり、医療受給者証が発行者へ同時期に届くことがあり、受給者、医療機関に混乱を生じさせている。 上記について、平成28年12月27日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)」において、「保険者からの所得区分に係る回答や区分変更の連絡に時間を要している場合があるため、種々の機会を捉まえて関係部局と共に周知を図る。」とされたが、状況が改善されているとは言い難い。 また、医療保険の所得区分を難病患者の特定医療に確実に適用させることを確保するための方法として、現時点において、医療受給者証に医療保険の所得区分を記載する以外の方法がない」とあるが、医療保険の所得区分を100%正確に医療受給者証に記載することは困難である。	申請から医療受給者証発行までの期間の短縮(2～3ヶ月→1.5～2.5ヶ月)。 医療受給者証に記載する所得区分の誤りや、医療受給者証を同時期に複数発行すること等による医療機関、受給者の混乱の解消が期待できる。 保険者への照会事務の廃止や、医療受給者証発行に要する期間の短縮により、医療費償還払い請求の減少が見込まれるなど、事務負担の大幅な軽減に繋がる。	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、健康保険法施行令第41条、健康保険法施行規則第98条の2、特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて(平成26年12月22日付け健康発1222第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)	デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	愛知県、横浜府、高知県	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、高崎県、千葉県、新潟市、新潟市、富山県、福井市、長野県、名古屋市、豊橋市、京都市、高松市、広島市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、高崎県、千葉県、新潟市、新潟市、富山県、福井市、長野県、名古屋市、豊橋市、京都市、高松市、広島市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県	○新届申請や更新申請時のほか、加入医療保険の変更に伴う申請のたびに所得区分の確認が必要であり、受給者証発行までの期間の長期化や事務負担の増大につながっている。情報連携により、申請時の課税証明書等の提出は原則不要としているが、社会保険及び国保組合に加入する患者には、所得区分の照会のために課税証明書の提出を求めている。 ○保険者からの連絡漏れによる適用区分相違による医療機関等からの照会や、年度切替時に保険者へ再照会しない限り非課税者の適用区分が変更になる等、適用区分記載における業務負担が大きい。 ○一定期間経過しても回答のない保険者に対し確認を行っているため、業務の増につながっている。区分の変更については、保険者側で適切に処理されていないと思われるケースがある。 ○所得区分の記載の廃止は強く求めるところである。なお、医療機関窓口において、所得区分の把握を可能とする仕組みを構築することが困難なのであれば、例えば一律「一般所得」で処理可能とする等の制度改正を求める。 ○保険者による所得区分の記載ミスや区分変更の連絡もれの可能性を排除できないため、受給者証の変更の審査は慎重に行う必要があり、複数職員によるチェック体制を構築せざるを得ない状況となっている。 また、連絡もれについては、対応状況が保険者ごとにばらつきがあり(保険者への周知が徹底されていないと思われる)、対策に苦慮している。これに対する方策として、当県では、毎年の変更者証の更新に併せて、連絡もれの恐れがある168保険者(協会健保、後期高齢者除く)に対して連絡票を送付し、台帳への反映を行っている。この独自対応により医療機関での混乱は一定程度抑制されていると認識しているが、事務負担は増加している。なお、徹底して適用区分の反映が遅れる事例は発生しており、更新時期においては数10件規模で受給者証の差し替え対応を行っているが、これは受給者に混乱を来すものではないかと懸念される。 ○受給者証に記載するという特性から、適用区分が適宜に変更となった場合において、自己負担上限額の変更等の理由により、受給者証に正確な適用区分を反映できない(又は反映に苦慮する)ケースが発生しており、受給者証と別制度の区分(適用区分)を記載する限り根本的に発生しうるものであり、事務側の努力や工夫で防ぐにも限界がある。 ○所得区分が不明な場合、空欄のまま県から受給者証が発行されており、そのことについての医療機関等からの問い合わせが一定生じており、対応に苦慮している。	都道府県等において指定難病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に基づき、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。 医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討していく。	本案の提案は、指定医療機関の窓口で所得区分を確認できる新たな仕組みを構築した上で、指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止を求めるものであり、公費負担医療制度の基本的考え方の変更までを求めるものではない。 医療受給者証に所得区分を記載する以外の方法で所得区分の確認を可能とすることで、医療受給者証への所得区分の記載が不要となり発行に要する期間が短縮されるため、受給者の手元に医療受給者証が早く届くとともに、都道府県等の事務負担を大きく軽減することができる。加えて、所得区分の記載事務を廃止することによって、申請を行ってから受給者の手元に医療受給者証が届く時期を早められるため、償還払いに関し、その件数を抑えることができ、受給者の一時的な経済的負担の軽減や都道府県等の事務負担軽減が図られる。 よって、医療受給者証への所得区分の記載事務の廃止について、引き続き、御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に關する対比方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対比方針に記載があるものは当該対比方針の記載内容を く該対比方針決定年として表記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【群馬県】</p> <p>本提案については、平成27年度にも同様の内容の提案がなされており、関係府省から示された「最終的な対応方針」もほぼ同じ趣旨のものであった。3年以上経った現在、保険者との連絡に時間を要している実態は全く改善されていない。所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法を確立するよう、迅速な検討を願いたい。</p> <p>【広島市】</p> <p>保険者照会に係る事務は、受給者証発行までの期間の長期化や、償還払いの増加を招いており、受給者にとって不利益が大きいため、当該事務を廃止できないのであれば、効率化のための対応方法を早急に検討していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載は、自治体の負担が膨大であるため、廃止すべきである。</p>	<p>令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。</p> <p>また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。</p> <p>医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。</p>	<p>1次回答にもあるとおり、都道府県等において難病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に費して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。</p> <p>上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者(受給者)が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要がある。難病患者である受給者にとって過重な手続負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であると考える。</p> <p>一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくとも、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。</p> <p>これに伴い、受給者証から当該区分の記載を開始できないという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。</p> <p>なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していただく必要があるため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が選滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。</p>	<p>&lt;令2&gt; 5【総務省】</p> <p>(12)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)</p> <p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省)</p> <p>&lt;令3&gt; 5【総務省】</p> <p>(15)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)</p> <p>指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和4年夏までに結論を得るとともに、当面の措置として、当該区分の保険者への確認等に係る地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を検討し、令和3年度中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:デジタル庁、財務省、文部科学省及び厚生労働省)</p> <p>&lt;令4&gt; 5【総務省】</p> <p>(25)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)</p> <p>指定難病の医療費助成制度に係る医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への高額療養費制度の所得区分の記載については、医療DX推進本部における議論を踏まえ、オンライン資格確認等システムの活用を念頭に、廃止等必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:デジタル庁、財務省、文部科学省及び厚生労働省)</p>	<p>検討中</p>	<p>検討中</p>	<p>マイナンバー制度における情報連携を活用した医療保険の所得区分の確認については、各保険者において新たに情報連携システムの中間サーバへの入力が必要となり、入力に係る時間やコスト等の実務的な負担が大きくなった課題がある。</p> <p>一方、オンライン資格確認を活用した医療保険の所得区分の確認については、オンライン資格確認等システムへの所得区分の入力が既に行われており、前者と比較すると実現可能性が高いことが見込まれる上、当該システムの本格運用が始まったところであり医療保険機構・廣前に、2023年4月から導入を前期として業務付けることとしている。</p> <p>以上を踏まえ、オンライン資格確認の活用に向け、必要な対応を行う。</p> <p>なお、当面の事務負担軽減のための措置については、令和4年3月に実施した複数の自治体へのパブリック結果を参考に、地方公共団体の事務負担軽減のため、所得区分の保険者への確認に係る確認様式や保険者への送付方法等について、関係各所と調整がつか次第簡素化を行うこととした。また、保険者に対しては地方公共団体へ連やかに回答することの再発望、地方公共団体に対しては保険者から回答が長期に得られない場合の対応についての再周知を行うこととした。</p>	<p>オンライン資格確認の導入状況や、審議会の議論、地方公共団体及び保険者の意見を踏まえて方向性を検討し、令和3年度中に結論を得る。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
121	B	地方に対する規制緩和	その他	郵便局において取り扱えることが可能な事務の要件緩和	郵便局において、下記の事務を取り扱わせることが可能とすること。 ①住民異動届 ②印鑑登録事務 ③地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律第2条において、交付の請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書等の交付決定 ④同条において、交付について～に「記載され、又は記録されている者に対するものに限る。」とされているものの代理請求の受付	令和元年の8月より支所の窓口業務をすべて管内の郵便局へ委託した。その業務の中で住民異動届(転入届・転出届・転居届等)及び印鑑登録の申請があった場合、郵便局員では処理できない。また、公的証明書の交付の意思決定や代理請求(委任状による請求)も郵便局員では対応できないため、現在は自治体職員1名を郵便局内に常駐させて対応している。 今後、行政経費削減のため、やむを得ず職員を引き揚げることになった場合、住民異動届等が提出された際にはその都度本庁から職員が当該郵便局まで出向が必要があり、その間(約8km車で15分)待っていただくか、申請者に本庁まで行ってもらわなければならない。本庁までの公共交通機関がないため、高齢者や運転免許証がない人には、大きな負担となり、住民サービスの低下に繋がるとおそれがある。	課題となっている業務が郵便局で処理可能となれば、以前支所で行っていた窓口業務がすべて郵便局で対応できることになる。 住民にとって身近で、日々の生活に不可欠な郵便局と連携することによるワンストップサービス化と住民サービスの向上、常駐職員の削減による行政効率の改善される。 更に郵便局の利用者が増えることにより地元商店街の賑わいにも繋がることを期待される。	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律第2条	総務省、法務省	奈良村、長野市、大町市、長和町、豊根村、天龍村、豊丘村、筑北村、山ノ内町、飯綱町	石川県加賀市・静岡県伊豆市・愛知県豊根村・岐阜県多治見市・熊本県山都町でも郵便局への業務委託を実施または検討しており、本村と同じ課題を抱えている。	旭川市、柏市、小田原市、富士市、桑名市、宮崎市	○自治体によって支所で扱う業務が異なるが、今後郵便局への委託を検討する自治体にとっては、少しでも委託できる業務が広がれば事業の効率化につながる。 ○当市では、平成30年に7つの出張所をまちづくり拠点施設として機能転換させた。その結果、出張所で行っていた各種証明書交付の取り扱いがなくなった。そこで、旧出張所エリアにある5つの郵便局で証明書交付事務を行うこととした。機能転換に伴う取扱事務の変更を来客者に伝えていく際、郵便局を案内するが、代理人による請求については、市の窓口でしか取り扱えず、郵便局の窓口で混乱をきたすことがある。出張所を利用して来た人にとって、従前と変わらない形で、近くの郵便局が利用できるようになれば、窓口での混乱の解消になる。また、市担当窓口以外の場所での交付を可能とすることで、市域をカバーすることができ、利用者の利便性を高めることができる。 ○印鑑登録事務について 印鑑の廃止の申請については、印鑑登録証を添えて書面を表明すれば足りるとされていることから、その受付を郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとした。 一方、印鑑の登録の申請については、印鑑登録証明が広く民間の経済取引に用いられ、誤った印鑑証明を行った場合には損害賠償責任が生じうることも踏まえ、厳格な本人確認を行うことが求められており、印鑑登録証明事務処理要領においては、「本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行うことで補足する等慎重に行うことが踏まえられている。 印鑑の登録の申請の受付は、登録先市区町村が公権力の行使として行う印鑑登録証明の基礎となる印鑑の審査や本人確認と密接不可分なものであることから、当該市区町村によって直接行われるべきものであり、郵便局において取り扱わせることは困難である。印鑑の登録事項の修正の申請についてもこれと同様である。 ③ 交付決定について 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律(平成13年法律第120号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付や引渡しが可能とされている納税証明書、住民票の写し等の交付決定については、公権力の行使たる行政処分であるから、郵便局において取り扱わせることは困難である。 ④ 代理人による請求について 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律(平成13年法律第120号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付が可能とされている住民票の写し及び戸籍の附票の写しについては、住民基本台帳法上、代理人による請求が認められている。同様に、印鑑登録証明書についても印鑑登録事務処理要領において代理人による請求が認められている。 ⑤ ①～④については、郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととした。 【法務省】 戸籍法第1条第1項において、戸籍に関する事務は、同法に別段の定めがあるものを除き、市区町村長がこれを掌管することとされている。 民間委託が行われる場合であっても、委託が許される業務は事実上の行為又は補助的行為に限られ、裁量的判断が必要となる業務は市区町村町村職員が行う必要がある。 ③について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律第2条第1号に掲げる戸籍簿本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当する。したがって、市区町村長の責任において交付の可否を判断する必要があり、民間委託にしないものではない。 ④について、代理請求の受付に当たっては、その請求の任に当たる者であることを明らかにする書面(委任状等)の提供を受け、戸籍簿本等の請求をする権限が付与されていることを確認する必要がある。代理請求の受付は裁量的判断が必要となる業務である。 したがって、要望に応じることは困難である。	【総務省】 ① 転入届、転出届、転居届等については、転入届等については、オンラインや郵送(やむを得ない場合に限り。)による提出も認められており、必ずしも対面による本人確認を不可欠の要件としてはしていない。これを踏まえると、転出届の受付や転出証明書の引渡しを郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとした。 一方、転入届、転居届等については、これらが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記録が修正され、当該住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、これらの届出は対面による厳格な本人確認及び実質的審査が必要な手続とされている。 システムへ入力するため問題ないのではないかと判断している。 ② 本人確認については、免許証・マイナンバーカード・保険証等を用いた本人確認が可能。住民異動届による住民票への記載については、申請書類一式を役場本庁へデータで送り、異動先の住所や世帯の情報等を住民システム・公園等で確認するなど実質的審査は村職員が確認したうえで住民システムへ入力するための問題ないのではないかと判断している。 ③ 印鑑登録については、免許証・マイナンバーカード・保険証等を用いた本人確認が可能。印鑑登録申請書類・登録印鑑の印影のデータを役場本庁へ送り、村職員が確認したうえで住民システムへ入力する問題ないのではないかと判断している。 ④ 印鑑登録については、免許証・マイナンバーカード・保険証等を用いた本人確認が可能。印鑑登録申請書類・登録印鑑の印影のデータを役場本庁へ送り、村職員が確認したうえで住民システムへ入力する問題ないのではないかと判断している。 ⑤ 印鑑登録については、免許証・マイナンバーカード・保険証等を用いた本人確認が可能。印鑑登録申請書類・登録印鑑の印影のデータを役場本庁へ送り、村職員が確認したうえで住民システムへ入力する問題ないのではないかと判断している。 ⑥ 印鑑登録については、免許証・マイナンバーカード・保険証等を用いた本人確認が可能。印鑑登録申請書類・登録印鑑の印影のデータを役場本庁へ送り、村職員が確認したうえで住民システムへ入力する問題ないのではないかと判断している。 ⑦ 印鑑登録については、免許証・マイナンバーカード・保険証等を用いた本人確認が可能。印鑑登録申請書類・登録印鑑の印影のデータを役場本庁へ送り、村職員が確認したうえで住民システムへ入力する問題ないのではないかと判断している。 ⑧ 印鑑登録については、免許証・マイナンバーカード・保険証等を用いた本人確認が可能。印鑑登録申請書類・登録印鑑の印影のデータを役場本庁へ送り、村職員が確認したうえで住民システムへ入力する問題ないのではないかと判断している。 ⑨ 印鑑登録については、免許証・マイナンバーカード・保険証等を用いた本人確認が可能。印鑑登録申請書類・登録印鑑の印影のデータを役場本庁へ送り、村職員が確認したうえで住民システムへ入力する問題ないのではないかと判断している。 ⑩ 印鑑登録については、免許証・マイナンバーカード・保険証等を用いた本人確認が可能。印鑑登録申請書類・登録印鑑の印影のデータを役場本庁へ送り、村職員が確認したうえで住民システムへ入力する問題ないのではないかと判断している。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対比方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対比方針に記載があるものは当該対比方針の記載内容を く裏紙対比方針決定年として記載	対比方針の措置(検討)状況			
							措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○総務省からは、郵便局において住民票の写し等の代理請求の受付を可能とできないか検討したいとする第1次回答があったことを踏まえ、法務省においても同様に、郵便局において戸籍謄本等の代理請求の受付を可能とできないか検討いただきたい。 ○転入届や印鑑登録の申請等について、仮に、厳格な本人確認が必要であるとしても、市区町村職員がテレビ電話等を通じて本人確認を行うといった、デジタル技術を活用した見直しを検討いただきたい。 ○パートタイムの郵便局職員を地方公務員(パートタイムの会計年度任用職員)として採用する運用ができないか検討いただきたい。</p>	<p>【総務省】 一次回答のとおり、住民基本台帳法上の転出届以外の届出や印鑑の登録の申請等については、これらが受理されることで調整される住民票や市町村長によつてなる印鑑証明は、様々な行政手続や民間取引の信用の基(トラスアンカー)となるものであるから、対面による厳格な本人確認及び実質的審査又は印鑑の審査が必要であり、公権力の行使たる、住民基本台帳による公証行為又は印鑑証明と密接不可分のものであるため、郵便局で取り扱わせることは困難である。このことを踏まえると、「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」に記載されている、テレビ電話等のデジタル技術を活用してリモートで本人確認を行うことについては、現時点では、対面と同程度の厳格な本人確認及び実質的審査又は印鑑の審査を行えることが望まれているものではないため、直ちに導入することはできないものと考えている。 また、郵便局職員を市区町村のパートタイム会計年度任用職員として任用する方法については、郵便局・市区町村の職員としての業務がともに他律性の高いものである中、同一の者が郵便局職員としての業務と市区町村の職員としての業務に従事することとなり、当該職員の勤務時間をいづれかの業務に明確に割り振った上で職務に当たる必要があるが、その場合、郵便局の本業業務に支障を来すおそれがあることから、服務規律や職務専念義務の整理、業務遂行の具体的な調整等、どのような課題等があるか検証してまいりたい。</p> <p>【法務省】 ③について 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍謄本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当するため、市区町村長の責任において交付の可否を判断する必要がある。したがって、要望に応じることは困難である。 ④について 戸籍謄本等の代理請求に係る交付決定に当たっては、不正請求を防止するため、請求書類のみならず、その他の情報も踏まえて実質的な判断を行っているところである。他人の戸籍謄本等を不正に取得するといった事件が発生・発覚したことから、戸籍法の公開制度を厳格なものに改めべきであるという要望が関係各界から出されるに至ったことを背景に、戸籍法を改正することとなった際に行われた議論においても、戸籍謄本等の代理請求手続については、不正請求を防止する観点から、本人確認を厳格に行うべき等の指摘がされていた。また、近年ではDV被害者等に係る戸籍の公開について慎重な対応が求められており、このような経緯等も踏まえると、例えば、請求の受付前後から請求者の挙動等を注視し、請求者の挙動等に問題がないかを判断の上、交付決定事務を行う市区町村職員に情報を伝達するか否かを判断する必要があると考えられるところ、郵便局職員においてはこのような裁量的な判断を行うことは困難である。したがって、要望に応じることは困難である。 なお、総務省において、「郵便局において代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこと」としたい。との回答がされているところ、本省としては、現段階で代理人による請求の受付を可能とすることができるだけの立法事実がないと考えているが、仮に総務省において、そのような事実があるとされる場合には、参考としたいと考えている。</p>	<p>5【総務省】 (9)地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120) (1)以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)に追加する。 ①転出届(住民基本台帳法(昭42法81)24条)の受付及び転出証明書(住民基本台帳法施行令(昭42政令292)23条1項)の引渡し ②印鑑登録の廃止申請(印鑑登録証明事務処理要領(昭49自治省行政局振興課長)第5の1)の受付 ③署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書の提供(同条7項)並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付 (ii)上記①及び②並びに納税証明書の交付の請求の受付等(2条2号から5号)の事務については、代理人による届出の受付等の取扱いを可能とし、その旨を、上記①及び②については地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)の追加に係る見直しに合わせて、納税証明書の交付の請求の受付等の事務については令和2年度中に、それぞれ地方公共団体に通知する。 (iii)市区町村の職員による対面の本人確認等が必要な窓口業務について、行政手続のデジタル化の観点や郵便局を活用した住民サービスの在り方に関する検討等を踏まえつつ、郵便局におけるワンストップサービスに資する運用を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>(i)法改正 (ii)通知 (iii)検討中</p>	<p>(i)第204回国会に法案を提出 (ii)納税証明書の交付の請求の受付等(2条2号から5号)については令和3年3月15日、①及び②については改正法の公布(令和3年5月19日)に合わせ (iii)未定</p>	<p>これまでの措置(検討)状況</p> <p>(i)地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、郵便局において取り扱わせることのできる地方公共団体の事務に、①及び②を追加する法改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を含む関係法律の整備に関する法律案を第204回通常国会に提出するとともに、③及び④を追加する法改正を含むデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案を同国会に提出し成立した。令和3年5月28日に公布・通知済み。省令については5月26日付け公布済み。 (ii)現行の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、郵便局において取り扱わせることのできる地方公共団体の事務について、本人の代理人による証明書等の交付請求については、地方公共団体の判断でこれを郵便局に取り扱わせることができるものとするを各都道府県総務部長及び各指定都市総務局長に通知した。 (iii)関係部署と郵便局を活用した住民サービスの在り方に関する検討を進めている。</p>	<p>今後の予定</p> <p>(i)措置済み (ii)措置済み (iii)行政手続のデジタル化の観点や郵便局を活用した住民サービスの在り方に関する検討を実施し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	
														見解	補足資料
173	B	地方 に対する 規制緩和	医療・福祉	NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務の廃止	NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務を廃止し、申請者が障害者手帳の写し等の必要書類を日本放送協会へ郵送することによる直接申請方式の制度化	NHK放送受信料の減免申請には、①市町村等にて対象者(申請者)からの同意に基づき住民基本台帳、市町村民課課税の確認を行う等必要な調査を行い、証明印を押印し、②申請書が手帳の写しや証明書(住民票、市町村課税証明書)を添付し、日本放送協会の窓口へ直接届出(場合によっては申請書)の負担増とならぬように各種証明書の交付手数料について、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言等により、市町村が定める手数料徴収例において、減免の対象となるよう助言をお願いしたい。	マイナンバーカードを活用し、近隣のコンビニ等で証明書の取得が可能となることによる負担軽減に加え、郵便による日本放送協会への申請を推進することにより、市町村の窓口等への移動が困難な対象者(申請者)に対するサービスが向上する。	日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明業務への協力依頼等について(平成20年8月29日付け障発第0829001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 放送法第64条	総務省・厚生労働省	岐阜県	北海道、旭川市、仙台市、福島県、いわき市、那須市、那須川市、千葉県、神奈川県、横浜市中区、川崎市、上越市、上田市、新潟市、大垣市、中津川市、美濃市、瑞穂市、各務原市、小牧市、岐阜市、岐阜町、川辺町、浜松市、豊橋市、西尾市、小牧市、四日市市、京都市、茨木市、玉野市、防府市、松山市、長崎市、熊本市	○毎年、現状確認への対応が多大な負担となっていることから、日本放送協会が対象者(申請者)からの同意を得ることや、申請や現況確認についても直接確認していた場合には、市町村の事務負担が軽減され、各種証明書の取得も不要となり、対象者(申請者)の負担軽減につながると思われる。 ○当面においても、証明書の発行は大きな事務負担となっている。また、減免の年度更新に関する照会については件数も多く、税の確認を含め膨大な事務負担となり、本来業務を圧迫している。今後は、マイナンバー制度の活用により、原則として市町村の証明発行及び年度更新に関する現況確認については、NHKにおいて直接実施する体制を整備すべきである。 ○当面においては、年約400件の新規申請がある。また、市窓口にて手続きを行うため、市の制度であることと混合される方も多く、問い合わせ等において混乱を招いている。市の窓口を通さないことで申請者及び市職員の負担軽減や問い合わせ先の明確化につながるためとするため、制度改正を求める。 ○世帯確認、税情報確認の事務作業に多大な時間を取られている。H31年度NHK減免申請数274件(全免・半免合計)、本提案の実現により、福祉業務に注力することができるようになる。 ○マイナンバーカードを活用することによる対象者(申請者)への負担軽減が図れるよう願いたい。 ○NHK受信料免除申請について、直接申請方式の制度化については一部賛同できるが、市役所窓口での証明事務も増加した上で、申請者が選択できるしくみであれば良いと思えます。 ○社会福祉課の窓口で証明書を取得するための対象者が手続きに訪れ、その都度障害の程度、世帯状況、課税状況を認める作業に多大な時間を費やしている。 ○区役所・支所で実施している放送受信料免除証明事務は、多大な時間を要し、人員費等を大きく負担が生じている。 なお、毎年実施する免除事由存否調査についても、NHKから自治体へ送付される受信料減免の継続確認対象者リストには記載不備が多く、自治体で正確に確認することも困難な場合があります。その結果誤った継続可否確認がNHKから対象者へ通知されることがあるため、その訂正や再申請等、対象者の方にとっても自治体にとっても負担となっている。 ○当面においても、NHK放送受信料免除に係る窓口での申請が、毎月約50～60件程度あり、窓口の混雑や事務負担の増大につながっている。 また、毎年度、NHKから放送受信料免除事由継続有無の調査依頼が市町村に対して行われ、それにより、市町村に毎年約2000件の調査を実施しているが、大きな事務負担となっている。 そのため、市町村証明事務を廃止することで、NHK放送受信料に係って市町村を経由する事務を全廃し、市町村の事務負担を軽減するとともに、直接申請方式の推進による市民サービス向上を図るべきである。 なお、市町村証明事務が継続されるのであれば、事務的経費としての必要な財源措置を求めざるを得ないと考えられる。また、証明に当たっては減免に係る「世帯」の考え方が住民票上の世帯ではなく、同一住所に住居するものの全員を同一世帯とみなすこととされていること、この取り扱いが事務処理に煩雑であり、市町村側の事務負担軽減の観点から、制度の改善が必要であると考える。 加えて、各種証明書の手数料減免についても、NHKの業務のために市町村側が手数料減免の配慮を行うことにはやや疑問であり、本来はNHK側で申請者に手数料についての配慮を行うことが適当ではないと考える。 ○当該事務において、マイナンバーを活用するとともに、日本放送協会への郵送による申請を推進することは、申請者の負担軽減につながる。また、現状で福祉事務所等が当該事務の一部を担う合理的理由にも乏しいことから、直接の窓口を日本放送協会に一元化することで事務の簡素化にもつながる。については、本件について関係府省での調整を早急に進めてもらいたい。 ○当面では、多くの場合、障害者手帳を窓口交付する際に、NHK放送受信料の減免について説明し、その場で申請を受け付けている。そのため、申請者の負担軽減に大きな影響はないと思われる。 しかし、障害者手帳交付時には減免の対象外でも、その後減免対象となる場合に、市町村窓口へ出向くことなくコンビニ等で証明書を取得し、郵送による日本放送協会への申請を推進することは、申請者の利便性向上につながる。 ○現行の市町村証明事務では、世帯分離等、判断が難しいケースがあるが、明確な判断基準が無く、NHKに問い合わせることも市町村で判断するように求められるなど対応に苦慮することが多い。また、年1回の所得確認作業も、対象者から問い合わせを受けると、その後の対応も多岐にわたる負担も大きい。こうした事情から市町村証明事務が廃止されれば、利用者の負担軽減及び事務の効率化につながる。	受信料免除申請に係る証明事務は、障害者団体の意向も踏まえ、申請者である障害者の方の申請に係る各種申請資料を準備するための労力及び金銭的負担に配慮するなど、地域における障害福祉を充実させる観点から、自治体において行われてきたこと、本提案における当該証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の負担軽減につながるが、申請者側の声も伺いながら、慎重に検討する必要があると考える。	「ご回答にもあるとおり、本提案の新規申請時の証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の申請に係る各種申請資料を準備するための労力及び金銭的負担に配慮する必要があると考える。申請者である障害者の方の負担軽減につながる観点から、自治体において行われてきたこと、本提案における当該証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の負担軽減につながるが、申請者側の声も伺いながら、慎重に検討する必要があると考える。今後、免除制度を適切に運用するためには、障がい者団体の声も伺いながら、慎重に検討する必要があると考える。今後、貴次の方針2020で示されたデジタル・ガバメントの構築における行政手続きのオンライン化や、国が推進するマイナンバーカードの普及などにより、近隣のコンビニ等で各種申請資料を取得できる自治体が増える(増やす必要がある)中で、申請者である障害者の方の負担軽減にも繋がることと考える。については、まずは、NHKへの郵送による申請制度の整備等申請手続きの簡素化につき検討を進めていただくとともに、これら併せて申請に係る各種申請資料の交付に係る経済的負担軽減のため、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言等により、市町村が定める手数料徴収例において、減免の対象となるよう助言をお願いしたい。」	
203	B	地方 に対する 規制緩和	医療・福祉	小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し	「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、増大化している事務負担の軽減を図ること。そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができる。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっいる高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。	小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実施上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができる。	児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病療養費に関する小児慢性特定疾病療養費に関する高額の療養費を支給し、高額療養費の支給に際しては(平成26年12月26日付け児童発第1226第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病療養費支給に係る高額の療養費の支給に係る事務について(平成26年2月2日付け健発第0202第2号)	デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	内閣府地方分権推進室	仙台市、群馬県、高崎市長会、千葉市、豊橋市、大阪府、豊中市、高槻市、広島市、高松市、西条市、高知県、福岡県、久留米市、宮崎県、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市、沖縄県	○高額療養費適用区分においては、照会の回答を受け取るまでに一定期間を要することから、受給者へ早期に受給者証を交付することができず、結果的に償還払いの対応となり、市民にとって一時的な負担が増えることとなるうえ、事務量の増加原因にもなっている。 ○当面においても多くの関係者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対して照会することにより、地方自治体として煩雑かつ不要な事務が生じていることと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を生じていることがある。 ○高額療養費適用区分は、適用区分の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としたい。 ○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中に世帯の増減や区分変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡の速やかな受け付けを受け、受給者証に反映することとなるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関等が適用区分を公費請求してしまうため、地方自治体、保険者、医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。 ○支給認定の受給者として受給者の医療保険における所得区分を照会してから受給者証に記載することとしているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する(概ね2～3週間程度)ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払いと受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。 ○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実施上使用することはない、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。) そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」に受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であること)から、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。	都道府県等において小児慢性特定疾病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する場合は、「医療費から支給される給付は公費優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方と、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。 医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、許容の医療分野における情報管理の電子化等を踏まえ、効率的な方法に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係府庁で連携して検討する。	受給者をはじめ関係機関の負担となっている保険者への所得区分を照会する場合は、令和3年3月に導入が見込まれているオンライン資格確認システムでの活用を促し、廃止すべきではないかと考える。小児医療向けに医療機関優先の考え方と、育成医療や未熟児養育医療で当該事務を行わずに、円滑な医療費助成が行われていることを痛感しても廃止はよいと考える。また、保険者からの所得区分の変更連絡が、相当な期間を経過後に届出される場合や報告遅れ等がある現状において、自治体が行った受給者証に記載した所得区分が実際の医療保険制度との区分と異なるといった支障事例があるため、自治体のみならず指定医療機関にも混乱が生じていることを認識の上、検討はしたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対比方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を くみ取り対応方針を年ごとに変更	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【小田原市】 障がい福祉に係る広範な業務を担う市町村等の業務負担は年々重くなっている現状を踏まえ、早急に検討を行っていただきたい。 本提案事項の実現について、困難若しくは長期の時間を要するならば、それまでの間、日本放送協会に対し、本業務に係る人件費等に係る応分の費用負担を可能とするよう、制度を改正していただきたい。 【千葉市】 NHKからの依頼を受け、税情報や障害情報を提供しているのは、本来の自治体の業務ではなく、負担となっている。 NHKが自ら契約者のマイナンバーを取得し、市町村を過ぎず一括で調査をするといった方法であれば、障害者、市町村、NHKの三者にとって負担の軽減となるのではないかと、障害者団体の意見も聞きながら慎重に判断とのことだが、今後このような制度を貴省、NHK、自治体、障害者団体等で協議する場を早急につけていただきたい。また、すでに障害者団体に意見を聞いているのであれば、各自治体にも結果を提示していただきたい。また、意見を聞いていないのければ、その理由についてご教示いただきたい。 【茨木市】 本来、自治体としては障害者手帳の発行をもって当該申請者が障害者であることを証明しており、障害状況に係る証明書を別途発行することは事務の重複である。また、本制度においては、市町村受給の確認も必要となり、各自治体福祉部局は、市町村民権関係部局との連携に努めることとされているが、NHK側は減免に係る「世帯」の扱いとして、住民票上の世帯ではなく、同一住所に居住する者全員を同じ世帯とみなすという独自の取扱いを行っており、各種福祉制度とは異なる取扱いであることから、NHKの制度に合わせて確認事務を行う必要があると、大きな事務負担となっている。 このように自治体に事務負担を強いている制度を、厚生労働省通知による依頼により各自治体において継続することは疑問であり、制度の改善が必要であると考える。</p>	<p>【全国知事会】 「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、法律又は政令に基づかない義務付け・枠付けについては認められないため、廃止するべきである。 【全国市長会】 NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務の廃止及び直接申請方式の制度化については、多くの都市自治体から実現を望む声が寄せられるとともに、免除要件の明確化や見直しに関する意見も寄せられている。また、関係府省からの見解(一次回答)において、障害者団体の意見も聞きながら慎重に判断とあるが、その点については、早急に協議する場をつくるべきとの意見が寄せられており、積極的な提案の実現を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○法令に基づかない事務の実施について、通知を發出し協力依頼している立場として、障害者の利便を損なうことなく、事務負担軽減策を検討いただきたい。 ○申請者・地方公共団体双方の事務負担軽減のため、対面申請の見直しについて、ICT技術の活用等も含め、検討いただきたい。 ○申請者・地方公共団体の事務負担軽減のため、有料道路における障害者割引制度については更新手続、日本放送協会放送受信料免除制度については存否調査の頻度を低減していただきたい。</p>	<p>本提案における証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があるため、今後も免除制度を適切に運用いただく観点から、現在、障害者団体の声も伺いながら、慎重に検討を進めている。 郵送をはじめとする対面によらない申請方法の導入や存否調査の頻度の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、日本放送協会との協議の上、以下のとおりとする。 ・日本放送協会に対して郵送により申請することを令和3年度から可能とする。また、ICTの活用による申請手続の更なる効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況等を踏まえつつ、引き続き検討する。 ・免除事由存否調査に係る市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p> <p>&lt;令3&gt; 5【総務省】 (16) 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に係る免除事由存否調査については、市区町村の事務負担を軽減するため、半額免除に係る世帯要件に関する調査の頻度を現行の2年に1回から4年に1回とする見直しを行う。 【措置済み(令和3年度免除事由存否調査から実施)】 (関係府省:厚生労働省)</p> <p>&lt;令4&gt; 5【総務省】 (32) 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置のうち、半額免除措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、令和5年度中に日本放送協会へのオンラインによる申請を可能とする。 (関係府省:厚生労働省)</p>	<p>前段:郵送申請の導入を実施 半額免除申請手続のオンライン化を検討中 後段:免除事由存否調査に係る事務負担の軽減を実施</p> <p>前段:令和3年10月1日より郵送申請受付開始 令和5年度中に半額免除申請手続のオンライン化を実施予定 後段:令和3年度調査(8月から11月に実施)より実施</p>	<p>令和3年4月より、日本放送協会において日本放送協会令和3年度収支予算に基づき、郵送申請の導入に必要な体制整備を行う等の準備を進め、令和3年10月1日より郵送申請の受付を開始した。また、免除事由存否調査に係る事務負担を軽減する方策等について検討した結果、令和3年度調査より半額免除事由調査の一部につき調査頻度の見直しを実施した。 また、ICTの活用による申請手続の更なる効率化として、令和5年度中の半額免除申請手続のオンライン化の実現に向け、検討を行っている。</p>	<p>令和5年度中の半額免除申請手続のオンライン化の実現に向け、引き続き検討を行う。</p>			
<p>【群馬県】 所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法(マイナンバー情報連携ネットワークシステムによる区分取得等)を確立するよう、早急かつ前向きに検討願いたい。 【豊中市】 ①未熟児養育医療の方が高額医療になる可能性の方が高いと思われるのに、「適用区分」の記載が必要ない、とされるのはなぜかご教示いただきたい。 ②現状として、新規申請時は保険者からの回答を待つ時間が受給者証交付時期の遅延につながっていることは既知のとおりだが、継続者についても、適用区分の見直しや変更で、保険者からの適用区分変更連絡票が自治体あて送付されることがある。この送付時期についても遅延するケースが多い。(8月中旬に7月からの変更通知が届くなど。この場合、自治体は9月からの新適用区分を記載した受給者証の再発行しかできない。)このことより、受給者証に記載されている適用区分が常に正しい区分が記入されているとは言えない現状があることを知っていたらうえ、事務の効率化に向けてご検討いただきたい。</p>		<p>○令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールをきめて検討いただきたい。 上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、医療受給者(受給者)が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、職病患者である受給者にとって過重な手続負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であると考え。 一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。 これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。 なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が滞滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。 また、未熟児養育医療の御質問の趣旨は必ずしも定かたではないが、未熟児養育医療における高額療養費の取扱いについては、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」(昭和48年10月30日保発第42号厚生省保険局長通知)等に基づき行われ、通常の高額療養費の自己負担限度額を設定する「所得区分」を一律「一般区分」としていることから、適用区分の照会が不要となっているものであり、制度が異なるため単純に同様の取扱いができるわけではない。</p>	<p>1次回答にもあるとおり、都道府県等において小規模の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に基づき実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。 上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、職病患者(受給者)が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、職病患者である受給者にとって過重な手続負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であると考え。 一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。 これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。 なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が滞滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。 また、未熟児養育医療の御質問の趣旨は必ずしも定かたではないが、未熟児養育医療における高額療養費の取扱いについては、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」(昭和48年10月30日保発第42号厚生省保険局長通知)等に基づき行われ、通常の高額療養費の自己負担限度額を設定する「所得区分」を一律「一般区分」としていることから、適用区分の照会が不要となっているものであり、制度が異なるため単純に同様の取扱いができるわけではない。</p>	<p>&lt;令2&gt; 5【総務省】 (2) 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見等を踏まえつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省)</p> <p>&lt;令3&gt; 5【総務省】 (2) 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:デジタル庁、財務省、文部科学省及び厚生労働省)</p> <p>&lt;令4&gt; 5【総務省】 (5) 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への高額療養費制度の所得区分の記載については、医療DX推進本部における議論を踏まえ、オンライン資格確認等システムの活用を含め、廃止等必要な措置を講ずる。 (関係府省:デジタル庁、財務省、文部科学省及び厚生労働省)</p>	<p>検討中</p> <p>検討中</p>	<p>マイナンバー制度における情報連携を活用した医療保険の所得区分の確認については、各保険者において新たに情報連携システムの中間サーバへの入力が必要となり、入力に係る時間やコスト等の実務的な負担が大きかった課題がある。 一方、オンライン資格確認を活用した医療保険の所得区分の確認については、オンライン資格確認等システムへの所得区分の入力が既に行われており、前者と比較すると実現可能性が高いことが見込まれる上、当該システムの本格運用が進んだところであり医療費控除・調剤に、2023年4月から導入を原則として義務付けることとしている。以上を踏まえ、オンライン資格確認の活用に向け、必要な対応を行う。 なお、当面の事務負担軽減のための措置については、令和4年3月に実施した複数の自治体へのヒアリング結果を参考に、地方公共団体の事務負担軽減のため、所得区分の保険者への確認等に係る確認票式や保険者への送付方法等について、関係各所と調整が引き続き進められ、関係各所との再周知、地方公共団体に対しては保険者から回答が長期に得られない場合の対応についての再周知を行うこととした。</p>	<p>オンライン資格確認を活用した医療保険の所得区分の確認については、医療DX推進本部における議論を踏まえ、オンライン資格確認の活用に向けた課題の整理等を行っているところである。 また、当面の事務負担軽減のための措置については、地方公共団体の事務経路のため、所得区分の保険者への確認等に係る確認票式や保険者への送付方法等について、関係各所と調整が引き続き進められ、関係各所との再周知、地方公共団体に対しては保険者から回答が長期に得られない場合の対応についての再周知を行うこととした。</p>		





各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対比方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対比方針に記載があるものは当該対比方針の記載内容を <当該対比方針決定年>として記載	対比方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、地方自治体における取扱いが統一されるとの意見がある一方で、自治体及び自治会等の事務負担の増加や、口座手数料の問題を指摘する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>	<p>必要最小限度で早急に実態把握を行うとともに、日本赤十字社の活動資金となる寄付金等の現金を地方公共団体が取り扱う際の法的根拠がないことへの対応策を検討いただきたい。</p>	<p>日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されている、各「地区分區」の実態等、地域ごとの実態を把握するための調査・分析を令和2年度中に実施し、その結果を踏まえて、必要な法令上の措置について検討する。</p>	<p>&lt;令2&gt; 5【給務者】 (5)日本赤十字社法(昭27法305) 日本赤十字社に対する寄附金などの現金の取扱いについては、実態調査等を行った上で、地方公共団体が当該現金を取り扱う根拠を法制的な面から検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p> <p>&lt;令3&gt; 5【総務省】 (7)日本赤十字社法(昭27法305) 日本赤十字社に対する寄附金などの現金については、地方公共団体が取り扱う根拠を明確化する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)</p>	検討中	未定	<p>日本赤十字社において、地方公共団体における寄附金などの現金の取扱いに係る実態調査を実施し、令和3年6月8日に結果の取りまとめを行った。</p>	<p>日本赤十字社において、地方公共団体が、日本赤十字社に対する寄附金などの現金を取り扱う根拠を明確化する観点から、必要な契約例等について確認等を行い、令和4年中に結論を得る。その結果に基づき、必要な措置を講ずる。</p>